

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 6 月29日
【会社名】	M S & A D インシュアランスグループホールディングス株式会社
【英訳名】	MS&AD Insurance Group Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 グループC E O 原 典之
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川二丁目27番 2 号
【電話番号】	03-5117-0270 (代表)
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 文書・法務室 部長 平出 陽
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川二丁目27番 2 号
【電話番号】	03-5117-0270 (代表)
【事務連絡者氏名】	人事・総務部 文書・法務室 部長 平出 陽
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1【提出理由】

2022年6月27日開催の当社第14期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2022年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金97円50銭 総額53,375,972,033円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月28日

第2号議案 定款一部変更の件

事業目的の一部変更（第2条）

保険業法改正により保険持株会社において行うことができる業務の範囲が拡大されましたので、機動的に対応することを可能とするため、当社定款を変更するものであります。

株主総会参考書類等の電子提供制度の導入（第17条）

会社法改正による株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- a. 変更定款案第17条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- b. 変更定款案第17条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- c. 株主総会参考書類等のみなし提供の規定（現行定款第17条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- d. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、柄澤康喜、金杉恭三、原典之、樋口哲司、福田真人、白井祐介、坂東真理子、有馬彰、飛松純一、ロッシェル・カップ及び石渡明美を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議結果
第1号議案	4,119,381	1,070	224	86.84	可決
第2号議案	4,119,068	1,379	224	86.83	可決
第3号議案					
柄澤康喜	3,541,961	571,649	7,038	74.67	可決
金杉恭三	4,009,361	111,084	224	84.52	可決
原 典之	3,600,459	513,157	7,038	75.90	可決
樋口哲司	4,009,379	111,066	224	84.52	可決
福田真人	4,038,795	81,651	224	85.14	可決
白井祐介	4,038,658	81,788	224	85.14	可決
坂東眞理子	4,066,831	53,614	224	85.73	可決
有馬 彰	4,085,342	35,105	224	86.12	可決
飛松純一	3,991,457	128,987	224	84.14	可決
ロッシェル・カップ	4,068,251	52,195	224	85.76	可決
石渡明美	4,105,289	15,158	224	86.54	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりであります。

- ・第1号議案は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及びその議決権の3分の2以上の賛成であります。
- ・第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及びその議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前営業日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上